



感染症対策本部からのお知らせ

5月28日(木)発行【5月25日(月)現在の情報です】

『国や県と連動した生活・経済対策の実施』

国や県の補正予算(緊急経済対策)と連動しながら、新型コロナウイルス感染症対応の国の財源を活用し、切れ目のない支援を迅速に展開します。

国や県と連動した生活・経済対策の概要

令和2年度香美町一般会計補正予算額(第3号) 19億4,320万6千円
令和2年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 50万円

1 感染防止対策の取組

- ① 保育環境改善等事業 209万2千円(国庫補助事業)
マスクや消毒液などの保健衛生用品を購入し、公立保育所、認定こども園、病児保育室に配布します。また、私立保育園が購入するマスク、消毒液などの保健衛生用品に対し、助成を行います。
- ② 公立幼稚園感染拡大防止対策事業 184万8千円(国庫補助事業)
町内の幼稚園(9施設)に配布する加湿空気清浄機やマスク、非接触型体温計などの保健衛生用品を購入します。

2 住民生活への支援

- ① 特別定額給付金給付事業 17億3,090万円(国庫補助事業)
簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている人に、1人当たり10万円を世帯主に給付します。
- ② 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 2,086万5千円(国庫補助事業)
子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、対象児童1人当たり1万円を支給します。給付準備が整い次第、順次給付を行います。
- ③ 水道事業企業会計繰出金事業 2,800万円(町単独事業)
地域経済や家計への影響に対応するため、令和2年6月から9月までの4カ月間の水道基本料金について免除します。水道基本料免除に伴い、減収となる水道料金相当額を水道事業企業会計へ繰り出しします。
- ④ 国民健康保険傷病手当金支給事業 50万円(国民健康保険事業)
国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われたことにより、勤務することができず給与などの支払いを受けられない場合に傷病手当金を支給します。

3 経済支援：町内産業事業者への支援

- ① 休業要請事業者経営継続支援事業 2,378万3千円(県・町協調事業)
休業要請が行われた事業者に対し、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え、県と町が協調して一定の経営継続支援金を支給します。

4 教育環境整備の充実

- ① 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 1億3,571万8千円(国庫補助事業・町単独事業)
災害や感染症の発生などによる学校の臨時休業などの緊急時においても、全ての子どもたちの学びの保障できる環境を早期に実現するため、町内小中学校の児童・生徒に1人1台端末(タブレット)を導入し、あわせて高速大容量のネットワーク環境を整備します。

町税の対応

●町税の徴収猶予の特例

2月以降、収入が大幅に減少（1カ月以上の期間で、前年同期比おおむね20%以上の減少）した場合、申請に基づき、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予が受けられます。

- ① 徴収猶予の対象税目：町税の全税目
- ② 対象となる税目の期別：令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税

●固定資産税の軽減措置

令和2年2月1日から10月31日までの任意の連続する3カ月の間に、事業収入が前年同期間と比べて減少（下記の表のとおり）した中小事業者などが所有する償却資産および事業用の家屋に係る固定資産税を申請により軽減します。

売上の減少割合	軽減割合
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	全額

※常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主も対象になります。

- ① 申請要件：認定経営革新等支援機関などから確認書を発行してもらい、令和3年1月4日から31日までに役場税務課に軽減の申請をした課税者に軽減を適用します。
- ② 軽減年度：令和3年度課税分

●国民健康保険税の減免措置

主たる生計維持者の事業などに係る収入が一定の期間において減少し、前年の収入と比較して30%以上の減少が見込まれる世帯について、申請により国民健康保険税を減免します。

- ① 減免年度：令和2年度課税分
- ② 減免割合：世帯の状況および収入の減少割合により令和2年度の国民健康保険税の賦課額の全額から、当該国民健康保険税の賦課額の10分の2の割合の範囲内

※新型コロナウイルス感染症の影響により、会社都合で離職した人については、本減免ではなく、非自発的失業に係る保険税の軽減を適用します。

●申請について

今回の町税の対応につきましては、すべて「新型コロナウイルス感染症」に起因することが申請の条件になります。条件につきましては、電話でご相談ください。

●問い合わせ先

役場税務課 TEL 0796・36・1113

介護保険料の減免

65歳以上の被保険者（第1号被保険者）の属する世帯において、主たる生計維持者の事業などに係る収入が一定の期間において減少し、前年の収入と比較して30%以上の減少が見込まれる場合、申請により65歳以上の被保険者（第1号被保険者）の介護保険料を減免します。

●減免対象保険料

令和2年度の介護保険料のうち申請日以後に納期が到来する保険料（特別の理由があり申請が後日になった場合については、本来申請が可能であった時点以降の保険料が対象となります）

●保険料減免額

主たる生計維持者の収入の減少の状況や、前年の合計所得金額などにより減免額が変わります。

●申請について

今回の保険料減免は、「新型コロナウイルス感染症」に起因することが申請の条件になります。条件につきましては、電話でご相談ください。

●問い合わせ先

役場福祉課 TEL 0796・36・4345

水道料金の減免

町民の生活や経済活動を支援するため、水道料金の基本料金を次のとおり減免します。

●減免する料金・金額

水道料金のうち、基本料金を全額減免します。

●減免対象期間

令和2年6月請求分から令和2年9月請求分まで（4カ月間）

●減免対象者

減免対象期間に給水を受けている水道利用者（※ただし、国、県、町および他の地方公共団体が直接支払する施設は対象外とします。）

●申請手続

今回の減免について、申請手続は不要です。減免後の水道料金を請求します。

<減免計算例>

口径20mm、使用水量20m³の1カ月の水道料金の場合

（基本料金+従量料金^{*}）×消費税 = 水道料金 ※従量料金とは使用水量に応じた料金

減免前

（1,050円+1,700円）×1.1 = 3,025円

減免後

（0円+1,700円）×1.1 = 1,870円

減免額

1,155円

▼口径別の基本料金表（税抜）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	650円	1,050円	1,300円	1,750円	2,250円	3,450円	4,050円	8,400円

●その他

今回、下水道使用料は減免の対象としていませんのでご注意ください。

●問い合わせ先

役場上下水道課 TEL 0796・36・0420

休日相談窓口の開設

新型コロナウイルス感染症に係る休日相談窓口を設置します。各種給付金などの生活支援、事業者支援やお困りごとの相談にお越しください。

●とき・ところ

5月30日（土）から6月14日（日）までの各土日 8時30分～17時15分

役場本庁舎および各地域局

●問い合わせ先

役場総務課 TEL 0796・36・1111

新型コロナウイルス感染症の 医療・予防・検査に関する相談窓口

帰国者・接触者相談センター（豊岡健康福祉事務所）

TEL 0796・26・3660

【受付時間：平日9時～17時30分】

兵庫県コールセンター

TEL 078・362・9980

【24時間】

町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場健康課）

TEL 0796・36・1114

【平日8時30分～17時15分】

相談窓口

外出自粛など左記以外の
緊急事態措置に関する相談窓口

兵庫県緊急事態コールセンター

TEL 078・362・9921

【受付時間：平日9時～18時】

町新型コロナウイルス感染症対策本部

（役場防災安全課）

TEL 0796・36・1190

【平日8時30分～17時15分】

支援情報一覽

※相談窓口の市外局番はすべて 0796

国民年金保険料の問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル 0570・003・004 も利用してください。

	支援名	対象	内容	申請期間	相談窓口
1 個人向けの支援	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている人	令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている人に、一人当たり10万円を世帯主に給付します。	受付中 令和2年8月20日まで	総務課 36・1111
	香美町子育て(特別)給付金	児童手当受給者の人、高校生の保護者で町民の人、(特別)児童扶養手当受給者の人	子育て世帯へ子ども一人当たり1万円を給付します。ひとり親家庭または中・重度障害の児童をもつ保護者へはそれぞれ子ども一人当たり2万円を追加給付します。	受付中 令和2年8月17日まで	福祉課 36・1964
	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給者	対象児童1人につき1万円を給付します。	令和2年6月8日から	福祉課 36・1964
	傷病手当金	国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で給与と収入のある人	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間に、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いがあることにより勤務することができず給与などの支払いを受けられない場合に、傷病手当金を支給します。	受付中	健康課 36・1114
2 事業者向けの支援	経済支援融資を活用した方への利子補給金	事業者	政府系金融機関や兵庫県の制度融資で、上限2,000万円の貸付に対し、最長5年以内の期間について1%以内で利子補給をします。(6/30貸付実行分まで)	受付中	観光商工課 36・3355
	香美町事業者緊急支援金	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営などに支障をきたしている町内事業者に、一事業者当たり一律10万円を支給します。	受付中 令和2年6月30日まで	観光商工課 36・3355
	香美町雇用調整助成金	事業者	新型コロナウイルスの影響で従業員を休ませ、国の雇用調整助成金を受給された場合、緊急特例期間(4/1～6/30)に支払った休業手当や賃金について、一人一日925円を上限に支給します。(一事業者につき100万円以内)	受付中 令和3年3月31日まで	観光商工課 36・3355
	優良肉用雌牛保留対策事業補助金	畜産農家	販売価格の落ち込みにより経営に影響を受けている繁殖農家の行う優良雌牛の市場導入および自家保留に対して補助を行います。	受付中	農林水産課 36・0846
	但馬牛授精料助成金	畜産農家	畜産農家が飼養する繁殖雌牛に行う授精料の一部(初回授精料の1/3)を助成します。	受付中	農林水産課 36・0846
	水産物冷蔵保管調整支援補助金	但馬漁業協同組合、香住水産加工業協同組合	販売量が落ち込んでいる魚類(原料)や水産加工品の冷蔵庫の保管容量不足を解消するため、漁協および水産加工協が確保する冷蔵保管場所への運搬経費などに対して補助を行います。	受付中	農林水産課 36・0846
	美しい村づくり資金利子補給金、豊かな海づくり資金利子補給金	農業者・漁業者・水産加工業者	県が行う貸付限度額の拡大や利子補給制度(当初3年間)などに合わせて、償還期限までの7年間について利子補給を行います。	受付中 令和3年3月31日まで	農林水産課 36・0846
	3 支払い減免・猶予に関すること	町税(全税目)	納付が困難な人	収入について前年同期比概ね20%以上の減収が見込まれる場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予します。	受付中 令和3年1月31日まで
固定資産税		事業者	売上高が一定期間において、前年同期比30%以上減少している場合、償却資産および事業用家屋の固定資産税について規定の軽減割合に応じて令和3年度分に限り軽減します。	令和3年1月4日～31日(相談受付中)	税務課 36・1113
国民健康保険税		納付が困難な人	収入について前年同期比概ね30%以上の減収が見込まれる場合、令和2年度に限り、規定の減免割合に応じて減免します。	受付中 令和3年3月31日まで	税務課 36・1113
介護保険料		納付が困難な人	世帯の主たる生計維持者の収入について、前年比30%以上の減少が見込まれる場合、令和2年度に限り、規定の減免割合に応じて減免します。	受付中 令和3年3月31日まで	福祉課 36・4345
後期高齢者医療保険料		納付が困難な人	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合対象となる人の後期高齢者医療保険料を減免します。	受付中 令和3年3月31日まで	健康課 36・1114
国民年金保険料		納付が困難な人	新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合、免除または徴収猶予を行います。	受付中	町民課 36・1110
公営住宅使用料		町営住宅入居者	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合令和2年4月以降の収入に基づき家賃の再算定を行います。(緊急事態宣言解除後の3カ月まで)	受付中	建設課 36・1961
水道料金 下水道使用料【猶予】		納付が困難な人	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な人は、納入に関するご相談に応じます。	受付中	上下水道課 36・0420
水道料金【減免】		水道使用者(国、県、町および一部事務組合が直接負担する施設は除く)	令和2年6月請求分から9月請求分までの4カ月間の水道料金のうち、「基本料金」を全額減免します。(使用水量に応じた水道従量料金、下水道使用料は通常通り)	申請不要(一律に適用します)	上下水道課 36・0420
4 期間の延長	転入・転居等の届出期間緩和	転入・転居などの届出を行う人	異動された日から14日を経過しても「正当な理由」に該当し期間内の届け出と同様の取扱いを行うことが可能です。	—	町民課 36・1110